

やま だ こう じ
山 田 幸 二

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 第 28 号
学位授与年月日 昭和61年3月7日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 現代不当利得法の研究

論文審査委員 (主査)

教授 鈴木 禄 彌 教授 廣 中 俊 雄
教授 幾 代 通

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の構成は、以下のごとくである。

I 序

II 不当利得制度の基礎理解をめぐる論争

III 不当利得成立の要件 (要件論)

1 はじめに

2 利得の方法について

3 「その者の損失において」のメルクマールをめぐる (学説)

4 「法律上の原因なしに」のメルクマールをめぐる (学説)

5 「その者の損失において」及び「法律上の原因なしに」のメルクマールに関する判例の態度

6 以上の要約と展望

IV 不当利得の効果 (効果論)

1 不当利得責任の変遷概観

2 ドイツ民法典編纂過程における818条3項

- 3 818条3項をめぐる判例の状況
- 4 818条3項をめぐる学説の展開
- 5 以上の要約と展望

V 補論

- 1 ヴィルブルク及びv.ケメラーの各論文が公刊される以前と以後の不当利得の学問状況について
 - 2 差額説の要点
 - 3 日・独の不当利得に関する問題状況
2. 今日、わが国でも、不当利得法の再構成が試みられ、ドイツにおける不当利得類型論がある程度紹介されているが、本論文提出者は、それを不十分として、今日のドイツにおける不当利得論の展開をできるだけ客観的かつ詳細にフォローしようとしている。

ドイツにおいては、かつては、不当利得制度を統一的原理にもとづいて基礎づけようとする立場が支配的であったが、今日では、不当利得を類型化し、各類型に応じてその要件効果を論じようとする立場が、通説となっている。本論文においては、以上のI及びIIにおける簡単な導入部につづいて、IIIの要件論とIVの効果論とについての諸学説の紹介と解説が、それぞれほぼなかばづつの分量を占めている。

3. 「法律上の原因なしに他人の給付またはその他の方法によりその者の損失において何かを取得した者は、それを返還する義務を負う」というドイツ民法812条1項1文の文理からいって、ドイツでは、不当利得に「給付による」場合と「その他の方法による」場合とがある、とされていることは、明らかである。しかし、他面、同じく同条文の文理から、不当利得の成立のためには、「他人の損失において」と「法律上の原因なしに」との二つの要件のもとに利得が生じたことを要するとされていることもまた、明白である。

ドイツ民法の立法者は、多様な不当利得現象が、この統一的な諸要件によって統括されると考えていたし、その後の学説・判例もほぼそれにしたがってきたのである。すなわち、旧時の通説によれば、「他人の損失において」という要件は、損失者と利得者とのあいだで「直接的に財産が移転すること」ないし「単一の利得現象の存在」を意味し、この要件は、給付不当利得とその他の方法による不当利得とに共通に要求されていると考えられ、また、「法律上の原因なしに」という要件も、すべての不当利得に共通に要求されると、考えられてきた。

しかし、1930年代以降、ヴィルブルク、ケメラー等のいわゆる類型論者は、給付不当利

得とその他の方法による不当利得とを異質なものとして類別し、そのそれぞれについて、別個の要件論を展開していったのである。すなわち、給付不当利得では、給付者・給付受領者間において当該給付を正当化する法律関係の存在が前提とされていたが、のちにこの関係の不存在が判明するかそれが廃棄されるに至ったときに、「法律上の原因なし」とされ、すでになされた給付の返還がおこなわれる。これに反して、「給付によらない不当利得」の場合には、右のような基礎たる法律関係なしに財産の帰属状態に異変が生ずると、そのことは、法的に保護された財産の割当て秩序の違反を意味するから、「法律上の原因なし」とされ、その回復が図られる、というのである。これを要するに、ドイツ民法812条1項1文は、類型論者にいわせれば、給付不当利得の場合は、「他人の給付により何かを法律上の原因なく取得した者は、他人に対し返還義務を負う」旨を、また、非給付不当利得については、「他人の損失において給付以外の方法により何かを法律上の原因なく取得した者は、他人に対し返還義務を負う」旨を規定しているということになる、というわけである。

4. 効果論については、本論文は、ほとんどもっぱら、Aが商品をBに売却し、Bが商品を受領し、かつ代金を支払ったが、やがてこの商品がBの手中で滅失し、その後、なんらかの理由でA B間の売買が無効であったことが判明した場合に、Bは、Aに代金全額の返還を請求しうるか、という設問に対応する形で、ドイツ諸学説を紹介している。

まず、この点についてのローマ法以来の処理およびドイツ民法典編纂時の事情に言及がなされる。つぎに、不当利得返還義務は「受領者がもし利得していないときは、消滅する」とのドイツ民法818条3項の文理にしたがえば、双務契約にもとづき両当事者の給付がなされたのちの不当利得問題については、いわゆる二請求権対立説がとられざるをえない。すなわち、A B両者とも給付されたものの全部を返還する義務を負う。しかし、Aの給付した物が滅失した以上、Bの返還義務は消滅し、Aの代金全額返還義務のみが存続することとなって、商品滅失の原因がA Bいずれの責に帰すべきものであるかにかかわらず、設問は肯定に解されることとなるのである。民法典施行後の学説中にも、以上の立場を採るものが少なくはなかった。

しかし、二請求権対立説の導出する結果は妥当でないことになる場合がしばしば存する。そのため、ライヒスゲリヒトは、いわゆる差額説の立場をとった。すなわち、不当利得を理由に一方の契約当事者がその給付物の返還を請求した場合、他方当事者のなした反対給付の額は当然に上述の不当利得返還請求額から控除される、としたのである。この立場によると、利得は、両当事者が双方向的になした給付の価値の差額の形で捉えられることにな

り、給付受領者Bは、そのもとで受領物が現存しているか否かにかかわらず、かれは受領物を利得しているものと擬制される。したがって、この受領物の価値額がBの不当利得返還請求額から控除されることになり、上述の設問は否定に解されることになるのである。

以上の二請求権対立説と差額説との差は、結局、給付物の滅失の危険を設問におけるA Bのいずれに帰せしめるかの点にあり、後説もまた具体的に妥当でない結果を生ぜしめる可能性がある。それゆえ、今日の有力説は、当該の事態をめぐっての両当事者の行態いかによって、給付物滅失の危険がそのいずれかに課せられることになる、と解しており、この立場は、結論的には、二請求権対立説と差額説とのいわば中間に立つ、といえるのである。

論文審査結果の要旨

不当利得に関する解釈は、民法解釈学におけるもっとも難解なものの一つであり、これについてのドイツの学説の紹介は、わが国でも少なからず試みられているが、その多くは、若干の論者の所説をしかも部分的に取り上げているにすぎない。本論文提出者は、十指にあまるドイツの該当論著のそれぞれを全般的に読破して、しかも、各重要項目ごとにその要点を整理し、各論者の説かんとする趣旨を可能なかぎりでわかりやすく解説し、それぞれの学説間の微妙なニュアンスをも伝えてあますところがない。さらに、各項目に関係するドイツの判例の主要なものを、簡にして要をえた形で把握し、この領域についてのかの地での実務の動きを生き生きと伝えている。

本論文提出者は、ドイツの学説・判例の忠実な紹介を主眼としており、自己の見解は、必ずしも十分にこれを展開していない。しかし、ドイツの諸学説ないし判例について、本論文中でなされている精密にして要をえた論述は、今後のわが国におけるこの領域の研究の発達のために、大いに資するところがあり、さらには、わが国不当利得法学における類型論確立への礎石となるであろう。

以上によって、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるに値するものと認める。